

統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集募集結果一覧 (令和元年9月30日～10月31日)

一部、事務局で文言を形式修正しております。

管理番号	応募年月日	要望・提案の題名(50字以内)	要望・提案の具体的な内容(1000字以内)
1	2019/10/1	統計はコストがかかることを意識して欲しい	ポイントは3点です。 1. 統計及び調査項目を増やす時は、それと同程度の統計及び調査項目を減らして欲しい 2. 政策立案者は現場の負担に対する想像力を持って欲しい 3. 回答を改めて作る必要が無い調査をしてもらいたい 1. 統計及び調査項目が増加すると現場の負担は増えます。統計調査にはコストがかかることを国は意識してもらいたいところです。時々、現場に聞けばすぐに意図する数字がすぐに上がってくると上の方の人や政治家が考えているんじゃないか、という調査物が降ってきて、現場の通常業務が滞り、本業に悪影響を与えています。2. は1. と接続しますが、現場の負担に対する想像力を政治家や官僚の方々は持って欲しいところです。時々、何も考えていないような、ボタンを押せばすぐに回答が出てくるかのような調査物があります。3. も1. 及び2. と接続するのですが、統計調査は改めて現場が1から数値を作る必要が無いものに限定してもらいたいところです。あるいは、回答できません、という選択肢を明確に認めて欲しいところです。
2	2019/10/1	公表されているグラフについては、バックデータをダウンロードしたい	現在、RESASの産業構造マップを利用させていただいております。POSデータをベースにした、大変貴重なデータを公表いただき、非常にありがたいのですが、地図やグラフが表示されるものの、バックデータをダウンロードできません。より掘り下げた分析を行うために、グラフのバックデータをダウンロードできる仕組みを希望致します。ご検討いただければ幸いです。
3	2019/10/3	統計データの接合について	大学勤務の社会科学研究者です。これまで多くの国の統計データ・行政データを使用してきましたが、中でも統計先進国であるデンマークの行政データを長年分析しています。研究面でこれらの統計先進国のデータが抜群に優れている点の1つが、異なるデータを接合可能という点です。自分の扱っているデンマークの行政データですが、税務情報、出生死亡、婚姻、居住地、医療、教育、犯罪、といったすべての情報が全国レベルで接合可能です。企業の情報も同様です。また、行政データのみならず、サーベイの場合にも、国民IDを元に標本抽出が行われるので上記の各種行政データとの接合ができます。国民IDはすべて秘匿化されているので、そこから個人を特定することはできません。一足飛びにここまでのデータの整備が日本で可能と思っておりませんが、長期的にその方向へ向けて進めていくことを強く希望します。多様な分野の変数を接合して個人レベルで分析できることは研究の質、ひいては政策決定のベースになるエビデンスの質で雲泥の差をもたらします。犯罪や学校の成績などの行政データについても整備して頂きたいです。
4	2019/10/3	利用可能統計のデータベースの構築	存在する統計データのデータベースの構築と維持を要望します。特に公的に収集・維持されている統計データは国民の財産であり、それを最大限活用することが求められます。どのような統計があるか、を分野横断的にすべて網羅し、特に学術的な二次利用を念頭に、全変数のリスト、各変数の詳細な定義・コーディング情報、利用可能年数、過去の個票データの提供実績、他のデータとの接合可能性、今後の更新予定、などの詳細をリアルタイムで提供して頂ければ、統計データの研究利用を大きく促進できると考えます。センサス・サーベイ・行政データなど幅広くカバーしていただき、可能であれば、民間で学術的に行われている主要な統計データもリストしてもらえたらなお良いように思います。
5	2019/10/3	統計データの二次利用・学術利用を担当する部署の設置と実費負担の導入	統計データの二次利用・学術利用を担当する部署の設置を要望します。私は大学勤務の社会科学研究者で統計先進国であるデンマークの行政データを長年分析していますが、デンマーク統計局の中に、データの提供・利用に特化した部署・窓口があり、幅広い行政データに関する照会に対応しています。またこれらの部署は、統計局内に各大学や非営利研究所が資金を出し「所有」するデータサーバーを置き、そこに個票データを置いて外部からのリモートアクセスに対応することで、分析上のデータの価値を保ちつつ、データ漏洩の危険にも対応しています。また利用可能な行政データの変数のデータベースの維持も行っています。このような部署の設置は相応の人員とリソースが必要となりますので、データ提供にはその内容に応じて、実費負担を求めることで対応すべきだと思います。研究費を獲得した研究者がその研究費を利用してデータにアクセスすることは可能であるべきで、そのプラットフォームを構築する役割は行政にあると考えます。デンマークでは様々な行政サービスは無料ですが、個票データの高度な利用(多種の統計の接合など)にはかなりの金額がかかる、というのは当然の認識です。行政がそれを可能にすることで、他の国では不可能なユニークで世界的にも大きな影響力のある研究が数多く行われています。
6	2019/10/5	個票データの外部提供の早期化柔軟化	個票データの分析は多くの政策的インプリケーションを引き出すほか、多くの研究者の目にさらされることによる統計の精度のチェックにもつながる。多くの有識者から毎月勤労統計のミスが長年放置されていた理由としてマイクロデータの提供が行われていなかったことがあげられている。個票データの提供は、煩雑な手続きを経る必要があるが、一般的に研究機関のデータ提供に関して窓口への出頭や郵送による手続きが必要となることはない。例えば、慶応義塾大学のパネルデータや東京大学社会科学研究所SSJDAではメールのみの連絡でデータの利用が可能である。この結果、国の個票データの利用頻度はこれら研究機関のデータに比べて相当低いものとなっている。また、利用可能な個票データは国勢調査であれば2005年以前、社会生活基本調査では2006年以前と10年以上前のものとなっており適時適切な研究を拒否するようなものとなっている。政策的インプリケーションを得たいのであれば最新の調査結果を利用可能等することが不可欠であり、逆にそうしないのであれば一体どういう目的で匿名データを提供しているのか説明が必要であろう。
7	2019/10/11	市町村単位での統計データ公表を希望します	例えば、文部科学省の学校基本調査や地方教育費調査をはじめとする統計は、ほとんどが都道府県単位での公表にとどまっている。つまり、義務教育諸学校の設置・管理者が市町村であるのに、政府統計を利用しての市町村単位での分析が困難になっている。そのため、市町村単位での分析を試みる場合には、個別に情報提供を依頼せざるを得ず、回答率も高くないため、有意な分析になり難い。エビデンスに基づく政策判断に必要な分析が困難になっているのである。少なくとも研究目的での依頼に関しては、市町村単位での公表を検討していただきたい。

管理番号	応募年月日	要望・提案の題名（50字以内）	要望・提案の具体的な内容（1000字以内）
8	2019/10/12	文化芸術分野の統計データの把握・構築と分析及び新たなエビデンスの開発	文化芸術基本法に基づき、2018年度より文化芸術推進基本計画がスタートし、文化庁は2019年度から政策評価に取り組んでいるところです。この政策評価をより充実したものにするためには文化芸術分野の基礎データを整備することが必要であると考えます。しかしながら、文化芸術分野の実態を包括的に把握している基礎的な統計データが欠如しているために、文化政策の効果や各種助成事業の成果が明確に導き出せない現状です。改正された基本法においては、文化芸術の範囲が拡大し、文化芸術の本来的価値に加え、社会的価値、経済的価値を育むことが期待されています。文化財を観光振興に活用することや、認知症患者の認知症の促進を抑制する演劇情動療法など、個別の成果は発表されていますが、文化芸術分野の社会に対する波及効果や、国民に対して文化芸術分野に公的資金を活用する説明責任などが果たされていない状況です。現場推進者の努力不足もあるかとは思いますが、そもそも基礎となるデータベースが各業界に分散しており、全国的包括的な統計がないため分析ができません。文化芸術が社会に対して、我が国の政策目標に対して貢献できる要素は多数ありますのに、それを立証、実証できるデータが決定的に欠如しております。以上の理由から、文化芸術の持つポテンシャルを今後高めていくことができるよう、統計データベースの構築と新たなエビデンスの開発を提案いたします。加えて、既存の調査（社会教育調査等）も、文化政策の変化や法改正により柔軟な見直しを考えて頂く必要があることを申し添えます。
9	2019/10/13	統計等データに関する品質向上の施策の提案	統計等データに関しまして、出典・年月を公表することと、資料収集時の担当者を省内で明らかにすることで、責任の所在が明確になり齟齬や解釈の誤り、単純ミスを防ぐことができます。気象データ等の時間経過を重要視する場合は年月時間まで明示されることで、信頼できるデータであると判断できると思料致します。読み解き、分析する側の立場に立つことで、わかりやすく広く受け入れられる統計等データになるものと提案させていただきます。
10	2019/10/17	人口動態調査の研究への活用の促進に向けて：世帯の主な仕事の定義	①人口動態調査にある「世帯の主な仕事」の定義を決めてほしい。現状では定義されておらず、「世帯の主な仕事」とは収入の多い者の仕事なのか、安定した仕事なのか、複数の解釈が可能である。 ②近年世帯は多様化しているので、職業は世帯ごとでなく個人のを調査してほしい。
11	2019/10/17	市町村合併のコード対応アルゴリズムの公開	市町村の統廃合情報を、データベースに反映できるプログラムを公開してほしい。現状では、例えば1970年代～2010年代の長期的な動向を市町村単位で明らかにする研究を行う場合、市町村の統廃合により、データベースのリンケージをひとつひとつ手作業で行う必要があり、大変労力がかかる。ある年度の市町村区分に合わせて、過去の旧市町村単位のデータを加算等の処理で結合するなどできれば、効率的に研究が行える。なお、市町村合併のコード対応アルゴリズムは作成を外注するにはかなりコストがかかる。独自に作っている研究者もいるため、国に公表してもらえると皆が使用できる。
12	2019/10/23	NDBオープンデータの二次医療圏別集計の範囲拡大とレセプト病名の公開	現在都道府県単位で集計されている項目の二次医療圏での集計および一部レセプト病名（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、骨粗鬆症、痴呆症）の公開。せっかくオープン化されているにもかかわらず集計単位が大きいことと重要なレセプト病名が記されていないことで活用の用途が非常に限定的である。医薬品の処方実態・適正使用の把握に基づく情報提供活動の高質化や効率化を目的とした場合、医師による治療は、医師会や近隣医師による影響等も大きく、同じ都道府県であっても、医療計画5疾病および骨粗鬆症、痴呆症においては治療法、薬剤投与順番などにエリア間差が出ることも多く、また各種検査値の管理状況なども治療環境により大きく異なる。また、現在、レセプト病名については公表項目に含まれていないが、全てでなくとも重要5疾病および骨粗鬆症、痴呆症においては、レセプト記載によるミスリードはそれほど大きいものではないと考える。 そこで上記要望を改善することで、製薬企業としての適切な情報提供における高質化、地域へのバックアップ体制の展開などの検討につなげられると考えられる。きめ細やかな医療サービスの創出や改善を行うためには、大きな単位での統計データではなく、できるだけ詳細な単位でのデータを活用できる環境が必須である。各都道府県でも都市部、田舎部の違いはあるので、少なくとも二次医療圏レベルでの解析データの利用価値は高い。その結果として、医薬品の適正使用状況や診療上の課題が具体的に把握でき、医療の質と効率性の向上、ひいては医療費の削減につながると思われる。また日本全体で疾患患者数を明確に示すデータはないため、それを補完する位置づけとして医療計画に記載されている5疾病および骨粗鬆症、痴呆症においては、レセプト病名は非常に利用価値が高い情報であり、医薬品の適正使用の推進につながると思われる。
13	2019/10/26	指定統計の収集・処理方法の改革と統計法等改正の必要性	「不正統計問題」の国会審議を聞いていて、問題は日本の統計法や指定統計などの収集処理方法が時代に合わなくなっている点にあると感じました。具体的には （１）統計データを発生時点でデータ化し自動収集・集計する可能性 基本的にデータとしては賃金の支払い＝源泉徴収＝税務署と繋がっているため、改めて厚労省が調査しデータを起こす意味はないのではないかと。人口動態統計も同様だが、医師等による出生・死亡証明や出生届・死亡届などの大部分は、すでにポスシステム（販売時点情報）のように事が起きた時点で自動的にデータ化（できる）すべき時代に入っている。 （２）データベースからサンプル抽出と実査による確認としての標本調査 基本的に母数を推計するためのサンプル調査は必要なく、大部分の統計データは全数・リアルタイム処理できるはずであり、国勢調査も含め、サンプル抽出による実査を行うとすれば、実査とデータのズレを確認するためのものになる。 （３）統計法・情報保護法の改定 また統計法はその仕組みを保障するものにも変わるべきである。統計データの捏造、修正、遺棄などは社会システムの根幹を揺るがす点から重罪にすべきであり、他方、（個人）情報は原則オープンにして、（個人）情報データの悪用は一般の法律に従い罰することにすれば、データ漏洩や不正利用など（電子データである限り完全に防ぐことは原理的に不可能）の問題もカバーされる。むしろ情報の経済的価値（特許、著作権などともなう）をどう保護するかが問題となるが、この問題への対応は、情報の独占による経済利益取得を排除する方向で、経済システムの方を変えてゆくしかない（EUなどはこの方向に進んでいる）。 （４）このような統計システムの最大の問題は、国家がすべての情報を把握する点にあり、その点をカバーする仕組み、政府から独立した国際・国内的監査機関の設置が必要となると思われる。 （５）このような統計情報システムができれば、専門研究者はもとより、広く多くの人々に役立つものとなり、統計情報の公益性や利便性が飛躍的に高まると考える。

管理番号	応募年月日	要望・提案の題名（50字以内）	要望・提案の具体的な内容（1000字以内）
14	2019/10/28	県民経済計算の作成方法等開示のお願い	<p>『「平成27年度県民経済計算」利用上の注意』には「県民経済計算は各都道府県が「県民経済計算標準方式」に基づき作成したものであるが、基礎資料の整備状況、推計の発展段階の相違等により、その推計方法は必ずしも全都道府県同一ではない。計数の都道府県間比較にあたってはこの点を留意されたい。」とあります。</p> <p>そこで、①ここでの各都道府県に示されている「県民経済計算標準方式」とは具体的にどのようなものなのかを個別の推計過程を含めをウェブサイト上で開示していただきたい。</p> <p>また、②「推計方法は必ずしも全都道府県同一ではない」とありますが、都道府県は実際にどのように推計しているかについて開示していただきたい。なお、それが都道府県の仕事なので内閣府はわからないというのであれば、当然、県民経済計算をとりまとめている内閣府（ひいては国民）が知っておくべき情報だとは思いますが、各都道府県が開示するように働きかけてほしい。</p> <p>③数年前に県民経済計算における高知県と沖縄県の県民所得の計算方法が異なっており、いずれかの方法で推計すると順位が逆転するという新聞報道がありました。これをうけて内閣府がどのような改善措置もしくは都道府県への働きかけをおこなわれたかを開示してほしい。</p>
15	2019/10/30	SDGsとグローバル指標イニシアティブへのSNA・サテライト勘定の活用	<p>SDGsの各目標は、169のターゲットと、244の指標が設けられております。2015年9月、第70回国連総会では、同SDGsの各目標とターゲットが提案されました。上記の指標に関しては、国連統計委員会によりグローバル指標の枠組みが提案されました。その後、2017年3月、第48回国連統計委員会で、合意されました。各国の統計当局は、SDGsのみでなく、複数の条約等で適用されるグローバル指標に関して、報告の必要に迫られると思われ。これに対して、従来我が国をはじめ、主要国で整備されてきたSNAおよびサテライト勘定を活用することで様々な利点が得られることを国連も推奨しております。SDGsは、持続可能性に関する多様な領域間（例、生態系→社会→経済）の相互作用の質的・量的理解に基づく、政策策定を必要とするものであります。これに対して、とくに環境サテライト勘定である環境経済勘定（the System of Environmental-Economic Accounting:SEEA）は、国際統計基準に基づく統計の概念・定義・分類・会計規則等によりつつ、様々な経済と環境情報を国際的に比較可能な形式に揃えることを可能とし得るものといえます。実際には、各国の既存の環境・経済に関する統計データを基礎として、環境経済勘定・実験的生態系勘定（SEEA Experimental Ecosystem Accounting）およびSEEAへの統合を経て、SDG指標に適用することが可能となっております。現状では、9の目標（2、6～9、11～12、14～15）のための40のグローバル指標を作成し得る状況にあります。さらに、全く同様の統計的な仕組みによって、各種のグローバル指標（Aichi, UNCCD, RAMSAR, BIP, IPBES, UNECE Core Climate Change）の作成に適用することが可能です。総じて、上記の仕組みを活用することで、複数の環境関連のグローバル指標に対する報告義務の際の省力化、基礎的な統計データからの各指標の計算の重複を避ける効果が見込まれます。また、あくまで既存の統計および指標を用いて、環境・生態系と経済との相互作用に関する統合的な分析が確立され、ひいては持続可能な発展に関するエビデンスベースの改善につながることを期待されます。</p>
16	2019/10/31	統計法33条による調査票情報申請・利用の円滑化に向けた提案	<p>データの申請の段階で、利用する項目を説明するのに担当者と申請者の間で修正を繰り返すことがあります。私は初めての申請では、どのレベルでの修正を求められているかを理解するのが難しかったです。1回目の修正に対応しても、2回目の修正では最初の修正では指摘されていなかった点の修正を指摘されているような印象を受けました。おそらく、1回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正事項の指摘をするのが難しかったと思います。このプロセスは非常に負担も大きく、また利用申請が許可されるまでの時間が長くなってしまいます。どのようなレベルの申請書が必要か、見本となるもの（たとえば、許可される申請書の見本）をご提示いただければ役に立つのではないかと思います。</p>
17	2019/10/31	令和2年（2020年）国勢調査データにおける同性カップル集計のための利用について	<p>「平成32年国勢調査有識者会議」（第4回）において、同性カップルに関する集計について検討されたことが公表されている。自治体レベルでは、2019年10月末現在、全国27の自治体が同性パートナーシップ制度を設けており、それらの総人口は1,800万人を超える。また、司法分野では同性パートナーに法律婚の男女に準じた扱いをした判決が、近年に数件なされている。</p> <p>(1) 学術研究目的での集計利用についてこうした状況もあり、関連分野の研究者の関心も高まっている。(1a) 同居の同性カップル（同一世帯のうち、続柄が本人と配偶者で同性のケース）について、加工前のデータ（公式集計のために一方の続柄を配偶者からその他に「修正」する前のデータ）をファイルとして総務省統計局が保存し、必要となった際には集計可能な状態とし、今後年次比較や国際比較も可能なようにしていただきたい。(1b) 現行の学術研究目的での政府統計データ公開の枠組みに沿って、上記の形のデータを活用可能としていただきたい。</p> <p>(2) 自治体からの行政集計依頼について自治体から行政施策検討の基礎資料として総務省統計局に対して要望があった場合には、国勢調査データに基づき、当該自治体に住む同性カップル（定義は上と同様）に関する集計を回答するよう要望する。</p>